

西多行監報第2号
令和7年2月3日

西脇多可行政事務組合議会議長
西脇多可行政事務組合管理者 様
西脇多可行政事務組合公平委員会

西脇多可行政事務組合
監査委員 棚 倉 和 久
同 東 野 敏 弘

令和6年度西脇多可行政事務組合定期監査結果報告書の
提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行したみだしの定期監査について、同条第9項の規定により結果報告書を提出します。

令和6年度

定期監査結果報告書

西脇多可行政事務組合監査委員

- 1 監査の対象
西脇多可行政事務組合
業務課、認定審査課、資源循環課
- 2 監査の期間 令和6年12月6日から令和7年1月24日まで
- 3 監査の期日等 令和7年1月24日
(関係職員の出席を求め、聴取等を実施した日)
西脇市役所(4階) ワークルーム
- 4 主たる監査項目
 - (1) 担当別業務及び人員配置状況
 - (2) 歳入歳出予算の執行状況
 - (3) 主要契約の執行状況
 - (4) 補助金・交付金及び負担金の交付状況
 - (5) 使用料・手数料の収納状況
 - (6) 懸案事項又はリスク
- 5 監査の要領
監査の実施に当たっては、主たる監査項目に係る関係資料及び関係書類・台帳等(予算執行に係るものは令和6年10月末時点)の提出を求め、監査時点までの各事務事業等の説明を受け、質疑応答の方法で実施した。
- 6 監査の着眼点
監査資料として提出を求めた「懸案事項又はリスク」について、その実情及び今後の対応等の説明を求め確認した。
- 7 監査の結果
あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果、各課とも所管の事務事業については、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。
 - (1) 斎場搬送車及びストレッチャー購入の内容を確認したところ、広域斎場搬送車3台のうち1台の更新を図るものであり、車両については、4社の見積合わせによるものである。また、ストレッチャーについては、特装車を制作したメーカーと直接取引をすることにより安価に購入できることから、随意契約により購入したとの説明を受けた。

なお、見積合わせ及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

- (2) 介護認定審査事務事業における業務用パソコン購入について内容を確認したところ、職員が使用しているパソコンの経年劣化による買替え2台分であるとの説明を受けた。

なお、見積合わせ及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

- (3) 新ごみ処理施設整備事業における県道改良工事仮設設計等業務委託について内容を確認したところ、新ごみ処理施設稼働に伴うごみの搬入に当たり、県道八千代中線から新ごみ処理施設前面の町道を通ることとなるため、県道交差点部分を拡幅し、右折レーンを設置するものである。

右折レーン設置に伴い、法面の岩盤を掘削することから、岩盤の崩落に対する一般通行者への防護を目的とする、仮設防護柵の設計及び施工方法等を検討する業務と、本工事区域に隣接する既存の農業用水路トンネルに影響を及ぼすことがないよう確認し設計する業務であるとの説明を受けた。

なお、入札及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

- (4) 各課の「懸案事項又はリスク」については、業務課では新ごみ処理施設の運転管理体制の取りまとめ及び南部業務（西脇市域）における業務体制の整備、認定審査課では申請から認定結果通知（二次判定）、資源循環課では新ごみ処理施設建設工事及び環境保全協議会の説明をそれぞれ受けた。

令和8年4月の新ごみ処理施設供用開始に向けた諸調整が本格化する中、今後も引き続き、職員の健康面において十分留意されるとともに、各課業務運営においては住民サービスの向上に取り組まれ、効率的かつ適正な執行に努められるよう、より一層尽力されたい。